⑽　本工事においては、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑴２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号　電話025―280―8880（代表））においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⒁　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Youichi Nakagami, Director-General of the Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of the Route 289 No. 1 tonneru hoka kouji

⑷　Time-limit for the submission of application form to electronic bidding system : 12 : 00　30 September 2016

⑸　Time-limit for submission of materials relating by mail : 12 : 00　25 November 2016

⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 13 : 00　20 January 2017 (tenders brought with 13 : 00　20 January 2017 or tenders submitted by mail 13 : 00　20 January 2017)

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1 Misakicyou Chuo-ku Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950―8801 TEL 025―280―8880 ex. 2527

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年９月20日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　中神　陽一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　H28―31朝日温海道路１号トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　新潟県村上市大須戸地先

⑷　工事内容

トンネル工　１式
トンネル工（発破・機械掘削）　991m
トンネル坑口工（明り巻）　16m
インバート工　921m
坑内付帯工　１式
坑門工　１式
仮設工　１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年３月18日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行うが、電子入札システムが平成28年12月28日18時00分から平成29年１月19日９時00分まで停止するため、この間の手続きは紙入札方式により行うこととする。なお、電子入札システム対応期間においても電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

㈠　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㈡において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

㈡　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

７）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46－２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行工事である。本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払条件は「出来高部分払方式」を採用する。なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。

８）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

９）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算することにより見積り価格の算出に係る、当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。なお、契約後において、率計上の対象工種については、協議を行い、変更対応を行うものである。